

対象となる建物は、次のいずれかに該当するものです。

- ①「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（通称「ビル管法」）第2条に規定する特定建築物。
《対象となる建築物》事務所・店舗・劇場・百貨店・図書館・美術館・博物館・旅館・ホテル・遊技場・各種専門学校等で住居等の特定用途を除く延床面積が3,000㎡以上の建築物。（ただし、学校教育法に規定する学校については、8,000㎡以上が対象。）
- ②事務所の用途に供される部分の延床面積が1,000㎡以上の建物。
- ③製造工場・倉庫の用途に供される部分の延床面積が3,000㎡以上の建物。
- ④「大規模小売店舗立地法」（通称「大店立地法」）第2条第2項に規定する大規模小売店舗。
- ⑤その他、市長が特に必要と認める建物。



- ①所有者や管理者は、当該建築物から発生する廃棄物の減量推進及び適正処理に関する1年間の計画を立案し、「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」を作成し、大阪市長に提出しなければなりません。（提出期限：毎年4月30日）
- ②所有者や管理者は、当該建築物から発生する廃棄物を全体的に管理できる「廃棄物管理責任者」を1名選任し、大阪市長に届け出なければなりません。この場合、廃棄物の管理上、建物毎に「廃棄物管理責任者」を選任し、届け出てもらうことがあります。

